

令和8年度山形県介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、介護事業所等が物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続して提供できるよう支援するため、令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業の実施について（令和8年3月27日付け老発0327第2号厚生労働省老健局長通知）の別紙1「令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者)

第2条 この補助金の対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、令和8年4月1日現在において、別紙1の第1欄に掲げる補助対象施設・事業所を県内で運営する者とする。

(対象経費)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、令和8年4月1日から令和8年11月30日までに支払う、別紙2に掲げる費用とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別紙1の第2欄に定める基準単価と前条に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。この場合において、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（様式1）
- (2) 事業実施計画書（事業所単位）（様式2）
- (3) 支出内容を証明する書類（領収書等の写し）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の補助金交付申請書は、補助事業実績報告書を兼ねるものとする。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定は、補助金の額の確定を兼ねるものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、機器及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第 22 条ただし書の規定により知事が定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (5) 規則第 22 条の規定により、財産処分について知事の承認を受けようとするときは財産処分等承認申請書（様式第 3 号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。
- (6) 規則第 22 条ただし書の規定により知事が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号）に定める処分制限期間を経過するまでの期間とする。

(補助金の支払い)

第8条 知事は、第6条の交付の決定後速やかに、補助事業者に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、交付決定を取り消し、補助金の全額を返還させることができる。

- (1) 偽り或其他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和８年７月１３日から施行する。

別紙 1 補助対象施設・事業所及び基準単価

1 補助対象施設・事業所			2 基準単価 (単位：千円、1事業所又は1定員当たり)	
1	訪問介護事業所	集合住宅併設型（同一建物減算の算定がある事業所）	200	/事業所
2		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下	300	/事業所
3		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	400	/事業所
4		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500	/事業所
5	訪問入浴介護事業所		200	/事業所
6	訪問看護事業所		200	/事業所
7	訪問リハビリテーション事業所		200	/事業所
8	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	200	/事業所
9		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300	/事業所
10		1月あたり延べ利用者数601人以上	400	/事業所
11	通所リハビリテーション事業所		200	/事業所
12	特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）		200	/事業所
13	福祉用具貸与事業所		200	/事業所
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		200	/事業所
15	夜間対応型訪問介護事業所		200	/事業所
16	地域密着型通所介護事業所		200	/事業所
17	認知症対応型通所介護事業所		200	/事業所
18	小規模多機能型居宅介護事業所		200	/事業所
19	認知症対応型共同生活介護事業所		200	/事業所
20	地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）		200	/事業所
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所		200	/事業所
22	居宅介護支援事業所		200	/事業所
23	介護老人福祉施設		6	/定員
24	介護老人保健施設		6	/定員
25	介護医療院		6	/定員
26	地域密着型介護老人福祉施設		6	/定員
27	短期入所生活介護事業所		6	/定員
28	養護老人ホーム		6	/定員
29	軽費老人ホーム		6	/定員
助成額			・事業所・施設ごとに、上記基準単価から算出された基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。 なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・1事業所・施設当たり1回まで助成することができる。	

- 注 1 令和 8 年 4 月 1 日以降、現存する介護サービス施設・事業所が対象となります。ただし、所要額調査期間中に休止中またはすでに廃止若しくは廃止を予定している場合は対象となりません。
- 注 2 訪問介護及び通所介護の事業所規模（1 月あたり延べ訪問回数・延べ利用者数）は、令和 7 年 4 月サービス提供分から 9 月サービス提供分までの平均により判断します。
- 注 3 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和 8 年 4 月 1 日時点の定員により判断し、同日以降に開設した施設等については、開設時の定員を適用します。
- 注 4 各介護予防サービスは助成対象に含まれません。
- 注 5 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は助成対象に含まず、当該事業の利用者数も基準単価の算定にあたっての利用者数に含まれません。

別紙 2 補助対象事業及び補助対象経費

補 助 対 象 事 業 (注 1)	(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応		(2) 災害備蓄等への対応	
	気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するための対策に費用を支出した事業所・施設等		災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備するために費用を支出した事業所・施設等	
補 助 対 象 経 費 (注 2) (注 3)	ア	燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費	ア	飲料水、食料品等の備蓄物資の購入経費
	イ	ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウォッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入経費	イ	ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入経費
	ウ	燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費（業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入経費）（注 4）	ウ	衛生用品、医療用品等の購入経費
			エ	簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入経費
			オ	その他災害への備えとして必要と認められる経費（クマ被害防止のための熊よけスプレー等）

注 1 (1) 介護サービスを円滑に継続するための対応と (2) 災害備蓄等への対応の両方を実施することも可能です。ただし、別紙 1 の基準単価は (1) 及び (2) をあわせて適用されます。

(例：訪問入浴介護事業所が (1) 及び (2) を行う場合の基準単価は 200 千円となります。)

注 2 本補助金は、物品の購入にかかる費用について補助対象としているため、事業所における研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用などは対象経費として認めないものとします。また、取得費用が 50 万円以上など財産処分制限の対象となる備品等の購入費の一部に充当することなども対象経費として認めないものとしますのでご注意ください。

注 3 「職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費」については、脱衣所など利用者及び職員が使用する場所に設置する場合には対象となりますが、利用者の居室のみで使用するものは対象となりませんのでご注意ください。また、「令和 8 年度山形県介護テクノロジー定着

支援事業費補助金」における補助対象機器等は、事業の目的が異なるため、「山形県介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金」の対象にはなりません。

注 4 消費税及び地方消費税は補助対象外となります。